

いずみ

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

2019

秋

Autumn

vol.116

特集

練馬西税務署長 座談会

山元逸郎税務署長
高橋利充会長
丸山晶子広報委員長

社会福祉法人 泉陽会 光陽苑
吉越 夏美さん



詳しくは
こちらから

C O N T E N T S

- | | | | |
|-------------------|----|----------------------|----|
| ■ 練馬西税務署長座談会 | 2 | ■ 支部・部会・委員会活動報告 | 12 |
| ■ 税務署からのお知らせ | 5 | ■ 東法連退職金制度のお知らせ | 14 |
| ■ 令和2年度税制改正要望 | 6 | ■ 税理士会ニュース | |
| ■ 社長さんこんにちは | 8 | ■ 東京商工会議所、お知らせ、編集後記 | 15 |
| ■ 税の漫画講座(消費税のしくみ) | 10 | ■ 故事名言、小冊子プレゼント、表紙の人 | 16 |

練馬西税務署にて座談会 2019.8.27(火)



練馬西税務署にて、山元署長との座談会を行いました。

写真左から柄川弘一副署長、山元逸郎税務署長、高橋利充練馬西法人会会長、丸山晶子広報委員長

ヤマゲンは薩摩藩の影響？

丸山広報委員長 本日はお忙しい中、座談会にご参加を頂きありがとうございます。七月に着任されました山元署長からお伺いいたします。山元署長さんのお名前は東京ではあまりみかけないと思いますが、ご出身はどちらですか？

山元署長 私の出身は宮崎県の三股町という都城市の下側の街で、当時の私が生まれた頃の人口は一万五千人くらいでしたが、いまは人口が増えて二万六千人くらいです。そこは「やまもと」や「さかもと」の「もと」はみんな「元」という漢字で、昔でいうと旧薩摩藩の領地だったと思います。上京してからは、「やまもと」というと「山本」さんが一般的ですよ。田舎では先輩や友達からは「やまげん」と呼ばれていました。今でも署員には「そう呼んでもいいよ」と言っていますが、なかなか呼んでもらえないですね。

丸山広報委員長 それでは「やまげん」署長、練馬の印象はいかがでしょう。

山元署長 大学で東京に来てからこちらにずっと住むようになりました。東京国税局の勤務が長いので

が、練馬西税務署に来て非常に静かで穏やかな感じがします。練馬西税務署の管内は住宅地や小学校が多く静かな感じで、住みやすい場所だと思っています。アニメのまちということで、著名な画家の先生が住んでいたり、駅前にはアニメキャラクターの銅像などありますし、なかなかいい所だなと思いました。アニメ好きにはたまらない所ですね。

丸山広報委員長 アニメは好きですか？

山元署長 昔はよく見ていました。漫画が好きで、あしたのジョーや宇宙戦艦ヤマト、キャプテンハーロックなどを見ていましたね。

丸山広報委員長 私も松本零士先生の銀河鉄道999が好きでした。

ワーク・ライフ・バランスが大事

丸山広報委員長 練馬西税務署の雰囲気はいかがですか？

山元署長 練馬西税務署は九十人に満たない小規模な署です。一階から三階まで全員の顔が見えるのが非常にいいですね。なお、職員の三分の一が女性です。子育て中の職員も多く、育児と仕事を両立しています。

高橋会長 女性は優秀ですよ。法人会事務局でも局長の下に女性が四人います。パートでやっていただいているケースが多いですが、効率よく仕事をしていると思います。

山元署長 現在、官民が一体となって推進しているワーク・ライフ・バランスの実現にも、力を入れていかなくてはと思っています。

ゴルフが趣味

丸山広報委員長 普段のご趣味は何ですか？

山元署長 ゴルフが趣味ですね。二年前に腰を痛めたが、腰を痛める前はよく走ったり、野球やソフトボールなどもやっていました。若い頃は山にも登っていましたが、今は激しいスポーツは

観戦する方が多いですね。

高橋会長 我々はある程度の年代になると運動不足になります。私も人間ドックに行く度に「運動してください。」そればかり言われます。

丸山広報委員長 山登りはどうでしたか。

山元署長 北アルプスやハケ岳、近くは丹沢などにはかなり行っていました。

高橋会長 山登りは得意ではありませんし、ゴルフも法人会のゴルフをする程度です。医者からは、適当な運動と共にストレッチをやりなさい、年をとるとどうしても関節が固くなるので病気のものになります。筋肉をつけるだけではなく、関節を柔らかくしておくといいですよと言われました。

丸山広報委員長 皆さん、いつも健康には気を付けていると思いますけど。

高橋会長 丸山さんはしっかりと運動していますか？

丸山広報委員長 あまりしないです。でもコラーゲンをとった方がいいですよ。カルシウムも大事ですけど、骨はコラーゲンからです。

高橋会長 今度、講義やってください。五十歳以上の方は無料とかね笑

明るく、楽しく、風通し良く、元気に！

丸山広報委員長 職員の方に訓示するときによく言われることは。

山元署長 今年七月に着任した際の訓示では、「明るく」「楽しく」「風通し良く」「元気に」という四つのキーワードをお話させていただきました。「明るく」「楽しく」は、気持ちの問題もあるし、そういう雰囲気でない職場全体もそうならない。「風通しが良い」というのはよく言われますけど、本当に困ったときに先輩後輩に相談ができない、先輩後輩がそれを見ているけど声をかけないというのは風通しが良くない職場です。「風通しが良い」というのは、みんなが助け合える、そ

して、失敗した時でもなんでも相談がしあえるような職場であると思いますので、練馬西税務署は風通しがよく、かつ、元氣な職場であるよう、取り組んでいきたいと思っています。また、私は毎朝出勤したら一階から三階までの全職員に声掛けをしています。毎日、全職員の顔を見て挨拶をすることで、職員が元気にしているか、悩み事がないかなども直に感じることができます。もともと、私が毎朝回ることを迷惑に感じている職員もいるかもしれませんが（笑）。

丸山広報委員長 税務署に来ると敷居が高く感じる人がいるらしいです。そうすると税務署の方が気軽に挨拶してくださると、すごく心やわらぐという人がいます。どうしても緊張してくる人がいるらしいです。

山元署長 確かに税務署って、恐い・硬いイメージがありますよね。

高橋会長 税務署はきちんとそつなく仕事をされる組織だと思っています。それが税の公平と信頼につながっていますよね。

山元署長 納税者サービスと、悪質な納税者や脱税者に対する対応は別の話なので、そこはきっちり区分して行っています。

制度の変更は、日々の研修で

丸山広報委員長 教育についてはどう考えていらっしゃるのですか？

山元署長 人材育成はどの企業等にとっても難しいところだと思いますが、幸いにも国税の職場は研修制度が充実しています。税務大学校での研修制度があり、職員は、しかるべきタイミングで研修が受けられるようになっています。それ以外にも職場内では、先輩職員から若手職員へ日々の業務を通じて技術や知識の継承が行われています。

高橋会長 税制は他の法律に比べて変わることが多いですし、日々勉強されていると思います。それだけ大変な仕事なのかなと思います。

丸山広報委員長 法人会では税知識の向上のため

の研修会を行っています。実務をしている中で知らずに間違えて、税務調査の際に注意されることがあります。税務調査で間違えやすい事例のお知らせはしていただけるのでしょうか。

山元署長 例えば、マスコミなどで報道される査察事件などの特殊な例は別として、一般的な事例は審判所の公表裁決事例が参考になると思います。なお、十月の消費税率引上げと軽減税率制度の導入では、説明会の開催や、パンフレットを配布するなど、事前周知に力を入れています。

高橋会長 法人会は良き納税者としての団体ですから、納税を意識して税務行政に積極的に協力致します。

山元署長 よろしく願います。我々も各種説



明会や研修会等を行っていますので、ぜひ協力をお願いします。

協力し合う「租税教室」

丸山広報委員長 六団体に期待することはありますか？

山元署長 戦後、税務行政が乱れ、昭和二十四年にシャープ勧告があった中、皆様方に協力していただき、まず青色申告会が発足し、その後、各団体が発足したと聞いております。署には、それぞれ分担する部署がありますので、署と皆様それぞれで協力して良い日本、良い税務行政をつくっていききたいと思っています。

丸山広報委員長 練馬西法人会にはどんなご希望がありますか？

山元署長 先日、練馬西法人会が主催された、小学生対象の税金×クイズと映画鑑賞に参加させていただきましたが、会員の皆様がお忙しい中、積極的に活動されていたことが非常に印象的でした。また、租税教室は青年部の方が二十四か所の小学校で実施して頂き、二、五〇〇名以上の参加があったとお聞きして、驚くともにすばらしいことだと思いました。今後も変わらずに活発な活動をお願いします。

高橋会長 租税教育は、税務六団体共通したひとつのテーマだと思います。各会、租税教育の方法は異なります。納税貯蓄組合さんは税の作文を行っていただき、我々は税理士会さんと一緒に租税教室、間税会さんは税の標語を実施するなど、いろいろありますが、一貫した教育として効率よくやる必要があるという気がします。そのために税務懇話会の中で意見を出しあって調整することも大事であると思っています。

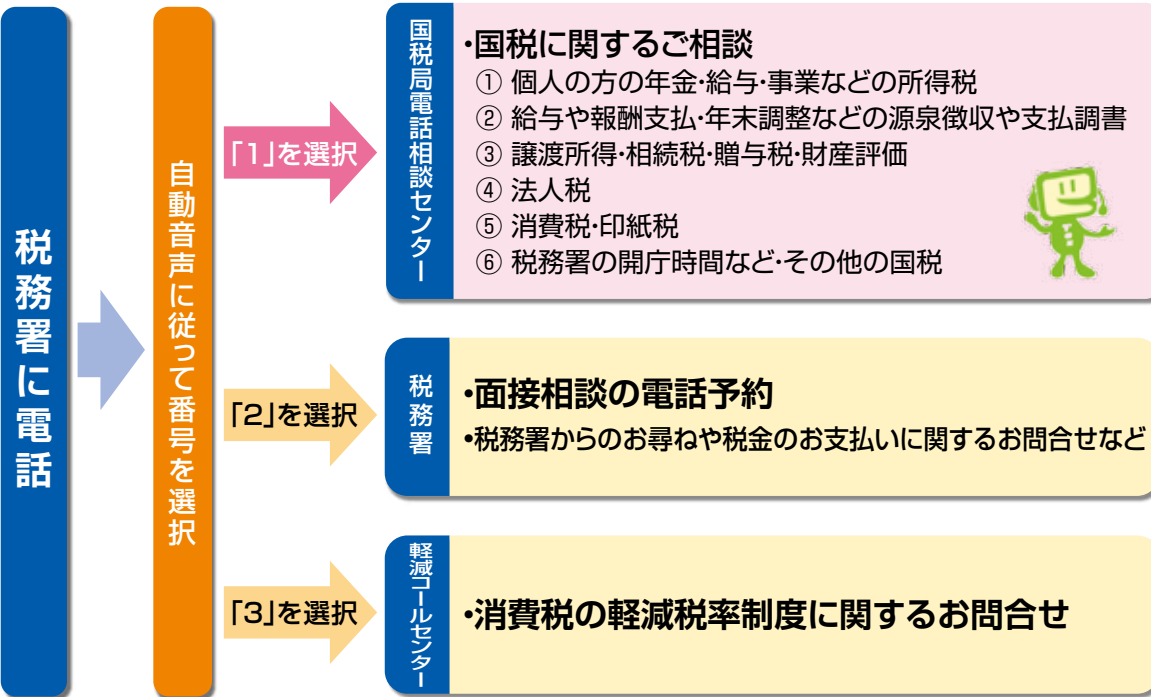
山元署長 皆さんが競い合うのではなく、一緒にやっていく形が良いのかなと思います。それぞれの会の中で意思疎通をはかっていたら、会の目的意識が全員に伝わるようにしていただけたら、もっと良いのかなと思います。

一人の百歩より百人の一步

丸山広報委員長 高橋会長、今期三期目ですが組織の強化については各支部どのように取り組んでいますか？

高橋会長 今年テーマとして出しているのが支部の強化です。『顔の見える法人会』と言っているのは、もっと会員同士交流を深めて下さいということです。私は組織というのは個がいくら頑張っても個の問題であって、複数の人間が協力して総合力を発揮するのが組織だと思います。その中で個としてもいろいろなメリットを共有する、享受できていると思っています。例えば支部にはたくさん

電話による国税の一般的なご相談は 電話相談センターへ！



税務署でのご相談は 事前予約をお願いします

国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしていますが、
具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が
難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。

まずは、電話で相談日時をご予約ください。(音声案内に従って「2」を選択)



国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問
に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

詳しくは

東京国税局・税務署

携帯電話等で右の
コードを読み取ると
アクセスできます



の役員がいますが、支部長だけが会員増強を一生懸命やって十件会員を増強しても、他の方は何もしていない。それでは支部として本来の会員増強に繋がらないのではないかと。それを皆さんにもう少しわかって欲しいです。そのために、もともと支部の中の役員に交流を深めて頂き、「みんなで作らしましょう」という体制を作ってくださいと呼びかけています。また『顔の見える法人会』として役員のひとりひとりがなるべく支部の中の会員さんを把握していただき、誰がきても「〇〇さん」と名前を言える会員を取り込める組織を作りたいです。それが支部の強化につながっていくと思っています。

山元署長 組織は人で始まりますからね。

高橋会長 法人会はボランティアです。会員や役員のみならず一生懸命やっていただいています。が、それでもやはりひとりひとり温度差はあります。その中で一緒にできるような会にしていかなければならないというところは非常に強く感じますね。

丸山広報委員長 ひとりの百歩よりも百人の一步という感じですか。組織はみんなで同じ方向に向いていくことが大事ですね。

山元署長 そうですね。高橋会長の強烈なリーダーシップが発揮されることを確信しております。

情報の共有

丸山広報委員長 租税教室と税務研修、懇談会、税務署と一緒に深めていくという連携についてはいかがですか。

高橋会長 税務研修は、六団体ではそれぞれ多少違うと思います。ですから、自分たちが団体として欲する税務研修とは何か。どんな研修してもらいたいのか。何を知らたいかという事を拾い集めるべきだと思っています。例えばこの地域は練馬西税務署内の納税額が多いのは相続税ではないかと思っています。相続の講習会というのをあまり法人会ではやっていません。むしろJAさんの方が積極的にやっています。でも法人会の構成メ

で、今後ともご協力をお願いいたします。

丸山広報委員長 インボイスもう目の前です。軽減税率が終わったらいよいよ勉強していかないと。

山元署長 それと、引き続き法人会の皆様に協力をお願いしているのはe-taxの導入促進に向けた周知・広報です。ご存じのとおりe-taxは行政の事務効率化だけでなく、納税者の方々も税務署や銀行等にご足労頂く機会が減りますので、そういう面からもお願いしています。

高橋会長 我々としてもその方が楽ですね。納税にしても銀行に払い込んで云々よりは電子納税とした方が忘れることもないです。

高橋会長 今日の午前中は税金の支払いをずっとやっていました。(一同 笑)



ンバーを見ていると相続問題や事業承継問題等積極的に取り上げる必要があるのではと思います。

丸山広報委員長 いつも研修会は聞くだけなので、もうちょっとキャッチボールができると良いですね。本日はもつと相談したいと思います。

山元署長 例えば、最初にアンケートをとって頂き、その結果を受けて研修を実施するのも一つの方法だと思っています。

高橋会長 そういうことも大事ですね。

山元署長 今ですと、一番重要なのはやはり消費税の軽減税率制度の周知なので、法人会の皆様の協力を得ながら各種研修会等を行っています。なお、四年後にはインボイス制度が導入されます。

税を身近に

丸山広報委員長 最後に「納税知識の普及」というスローガンがあります。それに向かっているいろいろな研修会をやっていますが、どのような研修会をお望みでしょうか。テーマはいろいろありますが、ただ講演するだけではなく他に何かありますか。

高橋会長 じつは租税教室で使っている「マリンとヤマトの日曜日」というDVDがあります。この国に税金がなくなったら、どんな状況になるかというアニメです。火事になっても火を消してもらうためには消防署にお金を払わないといけない、病気になっても救急車はお金を払わないと乗せてもらえないというような簡単な物語ですが、ロータリークラブで上映したら誰も寝ないですつと見ていました。署の先生方のお話も必要だと思いますが、大人にも今回の消費税の問題などビデオ化やドラマ化とか、要点をポンポンと飽きないようなかたちのものを国税局に作っていただきたいです。

山元署長 確かに、我々が行う研修会等はどうしても実務的な話を中心となってしまうので、法人会の方のお知恵を拝借してドラマみたいな物を作成し、研修会等に活用することもいいかもしれませんね。

丸山広報委員長 税が身近に感じられるようなものが良いですね。

高橋会長 もつと興味を引くような、大人のための租税教室みたいなね。

山元署長 「なぜ税が必要か」という根本的な部分は本当に大切です。今のお話を聞いて改めて大切さを再認識しました。

高橋会長 丸山委員長は全法連の税制委員ですから全法連税制委員会の課題としても検討していただきたいと思っています。

丸山広報委員長 会員に分かり易く親しみ易いのは大事なことです。今日は、参考になるお話が伺えました。ありがとうございました。

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置を！

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あてに広汎な提言活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前（2022年より前）に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って

本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメ

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きいこと、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10％程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同

制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20％台」が実現（29・74％）したが、OECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25％、アジア主要10カ国の平均は22％となっている。米国のトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15％を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少

ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」「事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、

III 地方のあり方

事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとつて極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組むものとしていいのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有している

又をどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まづ隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応えているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

IV 震災復興

ことから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で行政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」をご覧ください。
<http://www.zenkokuhojinika.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

社長さん こんにちは

株式会社 Leaf



代表取締役
金本 重光

下石神井 4-5-15
電話 03-6794-3651

皆様初めまして

アパート・マンション・店舗の原状回復工事ははじめ、共用部定期清掃や在宅のハウスクリーニングやガラス清掃・家庭や業務用エアコンの内部洗浄などを主に行っております。

兵庫県の神戸から大学の為上京し、前の会社を経て独立してからは十年以上ですがお仕事も順調に増え法人化へ移行することとなり、まだまだではありますが、はや四年が経とうとしております。

弊社ではお客様の要望にお応えする



お客様のご要望にお応えします

株式会社 平井不動産鑑定



代表取締役
平井 正治

下石神井 4-5-20
クロスポイント千川1306号
電話 03-6913-3232

「貢献」を目的として

不動産鑑定業は平成十三年に開業しましたが、しばらくは個人事業として行っていました。諸事情から平成二十七年四月に法

人化し、それを機に練馬西法人会に入会させていただきました。不動産鑑定業は一般に馴染みの薄い業種かと思えます。一言でいえば、「不動産の適正な価格や賃料を判定する仕事」です。どのような場面で利用されているかというと、地価公示や地価調査など地価を公表するもの、相続税や固定資産税などの課税にあたって価格の基礎とするもの、公共事業の用地買収に際して補償額の算定の基礎とするものなどがあります。西武新宿線の高架化にともなう用地買収でも鑑定評価が活用されます。



不動産についてご相談ください

民間の仕事では、法人と役員間の不動産売買にあたって税務上問題とならないように適正な額を算定するための評価、裁判において価格や賃料に争いがある場合の証拠資料として、相続にあたって相続人間で遺産分割をスムーズに行うための相続財産の評価など様々なシーンで利用されています。仕事は時に法律や税務にまで関連するため、弁護士や税理士など他の士業と連携をとって業務を進めることもあります。奥の深い仕事ですので、常に研鑽に努め、社会やより多くのクライアントに貢献することを目的として業務を行っています。

第3支部
株式会社 然行



代表取締役
竹澤 嘉洋

石神井台 3-4-5
電話 03-6913-4433

地域医療を支える一院として努力する会社

ここ石神井台に鍼灸マッサージ整骨院として開業して四年目になります。開業する前は接骨院職員・整形外科リハビリ施術者・特別養護老人ホーム併設のデイサービスセンターにて機能訓練指導員として勤務してきました。接骨院では柔道整復師の技術固め、整形外科で急性外傷の治療を医師の診断をもとにマッサージ・運動療法などで技術知識を学び平方鍼法で慢性疾患の鍼施術と知識を学び、デイサービスでは福祉についての流れ知識を学びました。この経験と知識をもとに、急性期から慢性期の痛みの施術を行え、福祉についての相談にもお応えできるように日々努力しております。

最近で

は、当院のお昼休み時間限定ですが訪問での鍼・マッサージも行っており、急なギックリ腰、歩行困難な



一人一人に向き合い施術を行います

有限会社 法令書式センター



代表取締役社長
小松 勇

石神井台 8-3-1
電話 03-3928-8330

お客様の視点で本当に必要な商品を

家を購入されたとき、司法書士に登記をご依頼されたことのある方も多いと思います。その際、「登記識別情報通知書」というとても重要な土地や家の権利証をそう綴じてある厚い表紙をご覧になったことがあるでしょうか。私たち法令書式センターはそういった表紙など、司法書士や弁護士の方々がお使いになる専用の書式を製造・販売しています。昭和四十二年の創業以来、

「士業及び法律に携わる方のためのサポート企業でありたい」ということをモットーに日々高品質な商品を提供することに従事し、平成二十九年で五十周年を迎えることができました。

弊社は、お客様視点で本当に必要な商品をご提供したいという思いのもと、士業の方々の貴重なご意見を参考に日々商品の改良・開発に取り組んでおります。直接の販売先としては士業の方が多くありますが、実際に商品を保管されるのは士業の方にご依頼される皆さまです。そんなエンドユーザーの皆さまにとって大切な書類を保護し、より良い状態で保管できるような商品のご提供に真摯に取り組んでまいります。

また、私の空手師範の資格を活かして「親子で学ぶ空手教室」を主宰しており、地域の方々と汗を流し親睦を深めております。私が大切にしている空手道の精神のひとつに、「敵は常に自分自身。自分に打ち勝つために精神的に成長する。」というものがあります。この精神を会社の理念としても掲げており、お客様や地域社会に必要とされる企業であり続けるため、更なる努力を重ねてまいります。



消費税のしくみ

税の負担者と納税者 消費税はどのような税なの？

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

- 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。
- 商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。
- 消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税されます。

納税義務者（課税事業者）

その課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。

課税される取引

- 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税されますので、商品の販売や運送、広告など、対価を得て行う取引のほとんどは課税の対象となります。
- 外国から商品を輸入する場合も輸入のときに課税されます。

非課税取引

次のような取引は、消費税の性格や社会政策的な配慮などから非課税となっています。

- ① 土地の譲渡、貸付け（一時的なものを除く。）など
- ② 有価証券、支払手段の譲渡など
- ③ 利子、保証料、保険料など
- ④ 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡
- ⑤ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
- ⑦ 外国為替など
- ⑧ 社会保険医療など
- ⑨ 介護保険サービス・社会福祉事業など
- ⑩ お産費用など
- ⑪ 埋葬料・火葬料
- ⑫ 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど
- ⑬ 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など
- ⑭ 教科用図書の譲渡
- ⑮ 住宅の貸付け（一時的なものを除く。）

消費税の計算の仕方 消費税はどのような税なの？

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

令和元年10月1日以降は、消費税率が複数税率となることから、税率ごとに区分して計算する必要があります。

消費税（国税）の計算

原則（一般課税）

課税期間中の課税売上げに係る — 課税仕入れ等に係る = 消費税額
消費税額 消費税額

- 課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿及び請求書等の保存をする必要があります。

簡易な計算方法（簡易課税制度）

- 課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

課税期間中の課税売上げに係る — (課税期間中の課税売上げに係る × みなし仕入率) = 消費税額
消費税額 消費税額

《消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ》

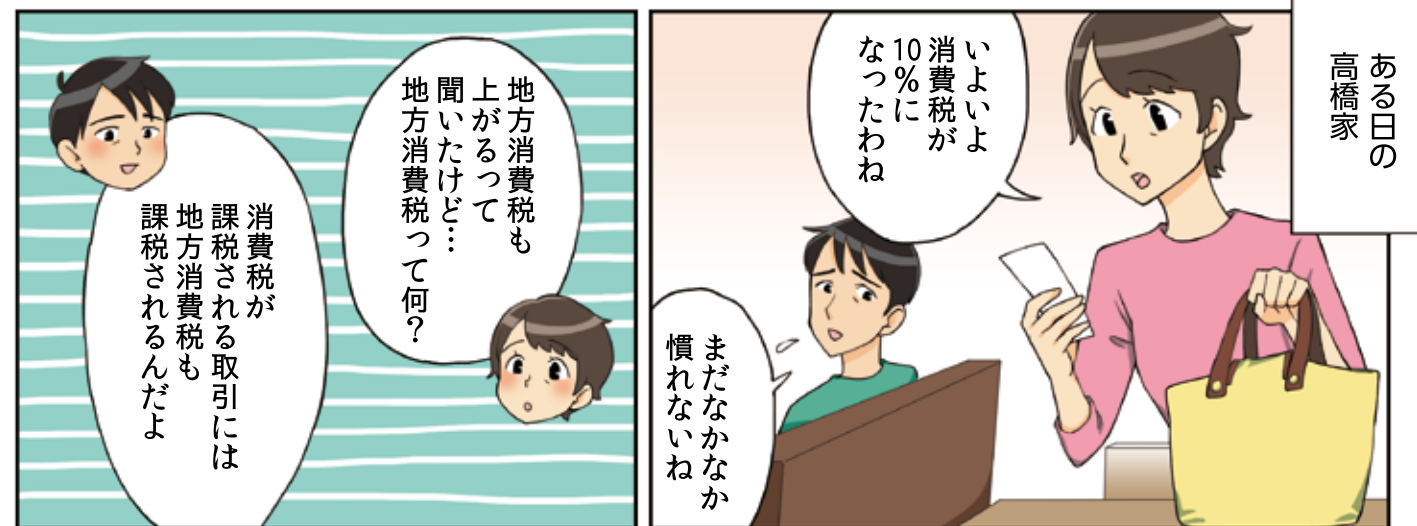


区分記載請求書等保存方式と消費税額の計算 事業者の私たちは、日々の業務でどんな対応が必要ですか？

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の交付や記帳などの経理（区分経理）への対応が必要です。また、消費税額の計算方法も変わります。

高橋家の暮らしと税

その7 消費税のしくみ



東法連青連協交流ゴルフコンペ



日時 令和元年10月8日(火) 懇親会風景
場所 高坂カントリークラブ
人数 4名参加

源泉部会 研修会



浅井源泉部会長挨拶 研修風景
日時 令和元年9月27日(金)
場所 練馬西税務署2階会議室
人数 14名

6支部 税務研修会



北條上席の講演 講師 金井義将氏 講師 名和健人氏
日時 令和元年9月13日(金)
場所 西武信用金庫 大泉支店
人数 67名

支部・部会・委員会
活動報告

2019.8.20 ~ 2019.10.29

第8回 地域交流親睦ゴルフ大会



大森重男厚生委員会委員長 高橋利充大会会長
日時 令和元年10月11日(金)
場所 美里ロイヤルゴルフクラブ
人数 172名

全国大会



令和元年10月3日(木) 全国大会会場にて
日時 令和元年10月3日(木)
場所 三重県津市産業・スポーツセンター
人数 6名

青年部 税務研修会



日時 令和元年9月18日(水)
場所 OZバンケットホール
人数 31名

会場風景 税理士 平鹿雅之氏

税金〇×クイズ・映画鑑賞会



山元逸郎税務署長 税金〇×クイズ会場風景
日時 令和元年8月20日(火)
場所 大泉学園ゆめりあホール
人数 小学生160名

女性部 秋季研修会



日時 令和元年10月16日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 30名

本橋部会長挨拶 講習会風景
研修風景

東法連青連協4ブロックチャリティゴルフ大会



令和元年10月3日(木) 6連覇達成したメンバー
日時 令和元年10月3日(木)
場所 高坂カントリークラブ
人数 6名参加

健康セミナー



骨密度測定の様子 セミナー会場の風景
日時 令和元年9月19日(木)
場所 勤労福祉会館
人数 51名

税制・源泉合同研修会



丸山委員長の挨拶 令和元年8月21日(水)
日時 令和元年8月21日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 39名

北條上席の挨拶 講演風景

税務合同研修会



日時 令和元年10月29日(火)
場所 練馬区立関区民ホール
人数 93名

川野第一統括官の講演 講師 荒木香織氏

役員合同研修会



日時 令和元年10月8日(火)
場所 勤労福祉会館
人数 52名

優申会高山会長の挨拶 山元逸郎署長の挨拶 高橋会長の挨拶

公益事業委員会
駅前清掃

日時 令和元年9月14日(土)
場所 大泉学園・武蔵関・石神井公園・土石神井の4駅前
人数 4駅合計101名

駅前清掃に参加した
101名の皆さん



マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.21%**

(2019年11月1日現在)

※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
※他に練馬区の利子補給 40%
※利用できる方: 従業員 20 名以下
(商業・サービス業 5 名以下)
※1 年以上事業を行っている方
※飲食業の設備資金も利用可能窓口
専門相談

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:弁護士

相談
無料

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員:税理士

相談員:税理士

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 **3994-6521** FAX **3994-6589**

公益事業委員会から

使用済みインクカートリッジと切手収集のお願い

公益事業委員会が実施しているジョイセフへの使用済み切手の寄付ですが、メール便でのやり取りが増えたことに伴い、切手の収集が難しくなっております。

そこで「**インクカートリッジの収集**」も行うこととなりました。使用済みのインクカートリッジも、切手同様発展途上国の人々の医療の為に役立てられます。

ぜひ、捨てずに支部役員あるいは事務局にお届けください。

■以下の点にご注意ください

1.各メーカーの家庭用のプリンターに使われている使用済みのインクカートリッジが対象です。

※業務用のインクカートリッジは対象外です。

2.カートリッジの中にインクが残っている場合は、インクが漏れないようにビニール袋に入れてお届けください。

誰でも簡単に出来る
ボランティアです。使用済み切手
消印は切らずにお持ちください。使用済みインク
カートリッジ

締切り 令和2年2月末日まで

第 116 号

発行日
令和元年11月20日発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール:nerimani@a1.mbn.or.jp
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp
発行責任者 高橋 利充
編集責任者 丸山 晶子

本誌は、FSC認証用紙・環境に優れたインキを使用しています。

編集後記

今年から広報副委員長になりました。いずみは昨年、誌面全体が大きく変わりました。当会の雰囲気を変えやすいように写真を多く、文字を控える努力をしました。これも時代の流れに沿った広報の仕方なのかな、と思います。

また広報委員会では現在ホームページのリニューアルを検討中です。広報はとても大切な役割です。この会が何をしているかなるべく分かりやすく伝えていきたいと思っています。

私の取り柄は活動的なところです。これが広報にも活かしていけたらと思っています。

広報副委員長 小池 道子

従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人
東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金を預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公 益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/

お知らせ

2019・2020 年度 決算法人説明会及び新設法人説明会

■決算法人説明会

2019 年 11 月 27 日 (水)

2020 年 1 月 14 日 (火)

時間: 午後1時 30 分～午後4時

場所: 練馬西税務署二階大会議室

■新設法人説明会

2019 年 11 月 28 日 (木)

2020 年 2 月 19 日 (水)

時間: 午後1時 30 分～午後4時

場所: (公社)練馬西法人会事務局

※詳細は、後日案内させていただきます。

新年賀詞交歓会のご案内

日時 令和2年1月27日(月)

午後5時から7時30分まで

受付 午後4時より

場所 ホテル カデンツァ光が丘

地下二階「ラ・ローズ」練馬区高松5-8

TEL 5372-4411

会費 10,000円

今回は、所得拡大促進税制についてご説明します。以前にも掲載したことがありますが、所得拡大促進税制とは、事業者が国内の雇用者の給与を一定割合以上増やすなどの要件を満たしたときに、その増加した額の一定割合を法人税額から控除できる制度のことをいいます。

平成二十五年年度税制改正により時限措置として創設されましたが、その後延長され平成三十年度の税制改正でさらに適用期限が延長され、法人税の税額控除率を拡充したほか、計算方法が簡素化されました。

中小企業向けの改正につきましては、従来は平成二十四年度の給与の総額と比べて、適用する年度の給与の総額が一定割合以上増えていることが要件でしたが、平成三十年度の改正にて廃止。

従来は一人あたりの平均給与が、前年比を上回っていること(平成二十九年度税制改正により大企業は前年と比べて二%以上上回っていることが要件でしたが、平成三十年度の改正にて継続雇用者給与等支給額が全事業年度比三%以上増加に変更)

この税制を適用するためには、継続雇用者の平均給与を計算しなければなりません。そのためには適用年度と前事業年度の給与台帳等から該当者を選択し平均給与を算定する必要があります、給与や賞与の増加額が年間で三百万円だったとすれば、その十五%(教育訓練費が前年度比で十%増加の場合は二十五%)の税額控除を受けることが出来るため、四十五万円以上の税金が変わってくる可能性があります。制度をご理解の上、是非とも検討ください。



渡辺浩章 広報部長

故事名言

【金を攫^{つか}む者は人を見ず】

利益を得ることに熱中しているものは、儲けることに目が眩^{くら}んで、他のことを考えることができなくなり道理を忘れてしまうことの譬。金儲けに熱中している者が、ときに他人に迷惑をかけて平気でいるのはそのためで、利益ばかり追求していると金以外の物は何も見えなくなる。中国では「鹿を逐^おう物は山を見ず、鹿を捕えようとしている者は、獲物にばかり気を取られて山全体のことが目に入らなくなってしまうこと」、金を攫^{つか}む者は人を見ず」といい、列子にこんな話が書いてある。齊の国の男が衣冠(宮中の勤務服)をつけて市場に行き、金を売る店から、金を掴んで持ち帰った。この男を捕まえて「人が大勢いたのになぜ金を掴んだのか」と質すと、「金を掴むときには人が見えなかった。見えたのは金だけだった」といった。

人としての価値観の違いと言う問題だろうか、若いころ知れ合いが四十歳過ぎて二十代の大学生を追いかけていた。その頃は「キャバクラ」全盛の時代で、連れてくる女の子がいつも替わっていた。二度も結婚をして暫く振りに会ったが、糖尿病で片足を無くしていた。どんな人生を歩んできたかは聞かなかったが、「振り返ることのない人生」のように思えた。

ここでのたとえ話は「一つのこと」に夢中になって、他のことに余裕がなくなること。」のようだが、昨年の今頃、ノーベル生理学・医学賞を受賞した本庶佑さんを始め、多くの受賞した方たちが口にしたことは「何度も失敗し、その繰り返しの中で学び発見をした。また多くの協力者のお蔭」と言われている。本庶さんは学生たちを前にして「自分の中に好奇心が無いと研究者として大成しない。やりたいことや得意だと思いうことを見極めて、選択をして欲しい」とエールを送っています。私たちも目指す目標に向かって、手段に翻弄されることなくバランスよく努力をし、大成してお金を掴みたいものです。もちろん税金を払って。

副会長 荒井秋海



練馬西法人会から

冊子プレゼント

先着
50名様

来年4月から中小企業にも「働き方改革」スタート!
時間外労働上限規制を見据えた「残業削減」の実務対応

お申し込み 練馬西法人会事務局

土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで、FAXまたは電話にてお申し込みください。
その際、(1)申込者名(法人の場合は社名とご担当者名)(2)連絡先 TEL・FAX (3)小冊子郵送先住所をお知らせください。

TEL:03-3923-7272 FAX:03-3923-7285

※本の引渡しはメール便にて対応させていただきます。

●表紙の人

社会福祉法人 泉陽会 光陽苑 吉越 夏美さん

練馬区西大泉5-21-2

Q 毎日の仕事の中での手ごたえ、喜びを感じる瞬間について。

A やはり「ありがどうね」と感謝されるのは、嬉しいですし日々の励みになります。お祭りなど地域の方との交流がある際、お誘いした利用者の方がイキイキとされていると「ヨシ! お声掛けしてよかった!」と心の中でガッツポーズします。

Q 今までどのような気持ちで取り組んできたか、またこれからについて。

A 私は利用者さんに一日一回笑顔になつてもらう事を目標にしています。私の名前を覚えてもらえなくても「面白い職員さん!」と思つていただけるように面白いことや、歌、会話を日常で心がけています。

Q この職種ならではの醍醐味など

A 昔の話を皆さんから聞けることです! この仕事をしないなければ皆さんの高齢者の方とかわることも出来なかつたし、一〇五歳の方から戦争の話を聞くことなど出来ないと思います。この仕事しててよかったな!」と思っています。

Q 仕事を離れたところでの趣味、息抜き

A 子どもとも思いっきり遊ぶことです。公園に行つて本気で走り回つています(笑) 育児も疲れますが子どもの笑った顔を見ると疲れが吹き飛びます。



キトリ

（公社）練馬西法人会員

←ここを切り取って法人税確定申告書にお貼りください。